

医業経営情報

NO. 85 研究会や医学会等の任意団体の作り方や運営について

専門医の先生方が集まって〇〇研究会や〇〇医学会といった団体を作られることをたまに見受けます。

これらの団体は、ほとんどが法人化されていない任意団体であることが多いですが、任意団体についてよく知らない方が多いようなので、今回は任意団体の作り方や運営方法等について詳しく解説致します。

任意団体とは？

任意団体とは「法律上の公けの団体と実際には同じ目的を持ちながら、資格や手続きが不備で法律上の保護を受けられない私的団体」（広辞苑より）をいい、簡単にいうと法人格がない団体のことを指します。

そもそも法的に何ら規定されていない団体なので、呼び名も「権利能力なき社団」「法人格のない社団」「非営利団体」等といろいろありますが、唯一税法だけは任意団体のことを「人格のない社団等」と呼ぶことが決まっています。

これは税法上は任意団体を法人とみなして課税することになっているので、所得税法や法人税法で任意団体の呼び名を統一する必要があるからだと思います。

任意団体には〇〇研究会や〇〇医学会だけでなく、家族会、患者会又は互助会等も含まれます。

ただし、社団法人〇〇医学会や特定非営利活動法人〇〇医学会と名称に法人とついているものは法人格を有しているので任意団体とは呼びませんし、〇〇研究会と称していても実際は株式会社が運営しているものも任意団体とは呼びません。

任意団体の定義をまとめると下記のようになります。

税 法 上	定義	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの
	根拠	所得税法第2条第8項、法人税法第2条第8項
実定法上	定義	団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立しているもの
	根拠	最高裁昭和39年10月15日判決

税法上の任意団体の取り扱い

任意団体を税法上では人格のない社団等と呼び、次のように取り扱うことになっています。

- ①人格のない社団等は、法人とみなして、所得税法及び法人税法の規定を適用する。
- ②人格のない社団等が収益事業を行う場合には、法人税が課される。

【収益事業の範囲】

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、芸能教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権提供業

- ③人格のない社団等が個人に対して給料、原稿料、講演料等を支払う場合には源泉徴収義務がある。
- ④人格のない社団等であっても消費税の課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の納税義務がある。

法人税の申告について

任意団体の主たる収入は会費や組合費ですが、会費や組合費は上記【収益事業の範囲】のいずれにも該当しませんので、法人税法上は非課税となります。

任意団体が行う活動のうち、収益事業に該当する代表的な例は下記のとおりです。

【任意団体が行う収益事業の例】

1. 有料でかつ団体構成員以外の外部に対する機関誌や刊行物の販売
ただし、主として団体構成員向けの販売が目的であり、外部への販売があっても僅かな場合には収益事業には該当しません。
2. 売店での物品販売
ただし、年末バザーのように決められた事業所がなく不定期なものの販売収入は収益事業に該当しません。
3. 自動販売機の設置手数料
4. 団体構成員以外の外部に対するセミナー活動等の収入
ただし、団体構成員を対象として行うセミナー等で、参加費が経費程度をまかなう低額なものであれば収益事業には該当しません。

任意団体が収益事業を行っていないければ法人税の申告は必要ありませんが、収益事業を行う場合には法人税の申告義務があります。

任意団体が収益事業を開始した場合、収益事業開始の日から2ヶ月以内に「収益事業開始届出書」を所轄税務署、都道府県税事務所、市区町村に提出する必要があります。

なお、収益事業を行っていても赤字の場合、法律的には赤字でも申告すべきですが、申告書を提出していない任意団体が多いようです。

源泉所得税の徴収について

団体設立当初から事務員への給料、セミナー講師に対する講演料、原稿料、弁護士や税理士に対する報酬を支払うことがわかっている任意団体は所轄税務署に「給与支払事務所の開設届出書」を提出する必要があります。

ただし、法人に対する報酬の支払いは源泉徴収義務がありませんので、法人に対して事務局の委任報酬を支払う場合等は源泉所得税を徴収する必要がありません。

また、関連法人の職員に任意団体の事務を手伝ってもらい、任意団体が関連法人にその職員の人件費相当分を支払う場合も、源泉所得税を徴収する必要がありません。

職員を関連会社の所属としながら任意団体の手伝いをさせることを出向といいます。あくまで職員に対する給料は出向元である関連会社が支払います。出向先である任意団体は出向元の関連会社に対して人件費相当分を支払いますが、これはあくまで法人間の取引であり、個人に対して給料を支払っていないので源泉所得税を徴収する必要はありません。

消費税の課税売上高について

任意団体が徴収する会費や組合費は一般的には消費税は課税されません。

消費税法上は「団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えない」としているからです。

なお、任意団体が行う機関誌や刊行物の販売収入は、たとえ団体構成員向けの販売であっても消費税の課税売上には該当しますし、セミナー活動等の収入も低額であるかに関わらず消費税の課税売上には該当します。

したがって、機関誌や刊行物の販売収入やセミナー活動収入等が年間1,000万円を超える任意団体は消費税の課税事業者になるため、所轄税務署に「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。

任意団体の作り方

任意団体を作るには、公証人役場で定款認証を受けたり、法務局に会社設立登記をするといった法的な手続きは必要ありません。基本的に作るのも解散するのも自由です。

しかし、1ページの任意団体の定義をちゃんとクリアした団体をつくるべきです。

団体としての実体がなく、実際は特定の個人が運営していると税務署が判断した任意団体は、税法上の「人格のない社団等」には該当しませんので、法人とみなさず、運営をしている特定の個人の所得として課税される可能性があるからです。

もし、「人格のない社団等」に該当しないと税務署が判断した場合、2ページの【収益事業の範囲】に該当しない会費や組合費等の収入も所得として申告することになります。

【収益事業の範囲】は法人税法にしかない規定であり、「人格のない社団等」に該当しない任意団体は法人とみなされないからです。

所得税基本通達2-5には「法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいう」と明記されています。

したがって任意団体を作るのはまず多数の発起人（参加者）が必要です。

多数とは何名以上のことを指すのかどこにも書かれていませんが、一般社団法人は法律で「設立時理事は、三人以上でなければならない」と明記されていることから、最低でも発起人は3名以上は必要だと思われます。

なお、NPO法人（特定非営利活動法人）の場合は、法律で社員は10名以上、理事は3名以上と決められているので、もし、NPO法人に準拠して任意団体の多数の定義を決めるのであれば発起人は10名以上となります。

要するに発起人は多ければ多いほど良いということです。

発起人が決まれば、発起人全員が集まって設立総会を開き、任意団体の設立趣意書、会則（定款）、設立当初の役員等を決議すれば任意団体は設立できます。

設立総会の決議事項や議事録の記載方法は医療法人の設立総会議事録等を参考にすれば良いと思います。

なお、任意団体では理事や幹事といった役員は会員の中から選任するのが一般的ですが、医療法人の理事と同じく、役員と任意団体の関係は委任の関係にあると解釈されるので、役員に就任する本人の就任承諾を得るべきです。ですから議事録に「なお、被選任者はその就任を承諾した。」等と記載すべきです。

会則（定款）の記載事項

一般社団法人や医療法人は必ず定款を作成しますが、任意団体もその団体の運営ルールを決めた会則（定款）を作る必要があります。

一般社団法人や医療法人はそれぞれの法律で定款に記載すべき事項が決められていますが、任意団体は何ら規定はないので、その団体の規模に合わせて自由に作成することができます。

ただし、組織としての体裁が整った会則（定款）を作成する必要があるので、最低限下記に掲げる事項は記載すべきだと思います。

【会則（定款）の記載事項（例）】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①任意団体の名称 | ⑤役員に関する事項 |
| ②任意団体の目的と行う事業内容 | ⑥会議（総会）に関する事項 |
| ③主たる事務所の所在地 | ⑦会計に関する事項 |
| ④会員の資格の得喪に関する事項 | ⑧会計年度 |

多くの任意団体は役員の任期を2年としていますが、民法には役員の任期に関する規定なく、医療法人であれば医療法、一般社団法人であれば一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で2年以内と規定されているから2年としているだけであり、別に2年にこだわる必要は全くありません。

株式会社の取締役の任期は最長で10年ですので、任意団体の役員の任期を10年とすることも可能です。

また、会計期間も4月1日から翌年3月31日までとしている任意団体が多いですが、会計期間も自由に決めて全く問題ありません。

実際に筆者が所属している全国地域医業研究会という任意団体の会計期間は9月1日から翌年8月31日までです。

さらにほとんどの任意団体が会則（定款）に監事や会計監査を置くと記載していますが、本当に監事や会計監査を置かならともかく、名前だけで実際に置かないつもり又は置いていないのであれば最初から監事等を置く必要はありません。

医療法人や一般社団法人が必ず監事を置いているのは法律で置くことが定められているからです。任意団体には監事に関する制約も一切ありません。

ただし、任意団体とはいえお金が動きますので、監事（会計監査）を置いた方が団体としては好ましいと言えます。

任意団体の運営に関するQ&A

Q1 繰越金は残さない方がよいか？

A1 任意団体と言えども組織である以上、ある程度の繰越金がないと適切な運営ができませんので、繰越金が残っているからといって任意団体に法人税が課されるといったことはないと思います。

しかし、法人税基本通達9-7-15の3に次ページのように書かれています。

- (1) 通常会費（同業団体等がその構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他同業団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費をいう。）については、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、当該同業団体等においてその受け入れた通常会費につき不相当に多額の剰余金が生じていると認められる場合には、当該剰余金が生じた時以後に支出する通常会費については、当該剰余金の額が適正な額になるまでは、前払費用として損金の額に算入しないものとする。

つまり、任意団体に多額の剰余金があると会費を支払った団体構成員側で経費

にならない可能性があるので、任意団体に多額の繰越金があることは望ましくありません。

Q 2 会議に出席のたびに出席した役員に支給する手当は認められるか？

A 2 任意団体では会議参加手当、日当、行動手当等の名目で現金が支給されることが多いようです。

基本的にこれらの手当は給与所得に該当するので源泉所得税を徴収する必要があります。

しかし、所得税基本通達9-5には次のように書かれています。

(非常勤役員等の出勤のための費用)

給与所得を有する者で常には出勤を要しない次に掲げるようなものに対し、その勤務する場所に出勤するために行う旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給される金品のうちその出勤のために直接必要であると認められる部分に限り、法第9条第1項第4号に掲げる金品に準じて課税しなくて差し支えない。

- (1) 国、地方公共団体の議員、委員、顧問又は参与
- (2) 会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与

つまり、会議のたびに支給する手当が、会議に出席する為に必要な運賃の範囲と認められるのであれば非課税所得になりますので、源泉所得税を徴収する必要はありません。

Q 3 任意団体へ活動費を寄附した場合、経費として認められるか？

A 2 国から公益性が高い法人として認定された認定特定非営利活動法人に対する寄附金は、法人税では損金になり、所得税では寄附金控除が受けられます。

しかし、任意団体に対する寄附金は、法人税ではその他の寄附金に該当するのでほとんど損金にならず、所得税では寄附金控除の対象外なので一切所得控除受けられません。

そればかりでなく、税法上は「人格のない社団等に対して贈与があった時は、人格のない社団等を個人とみなして贈与税を課税する」と規定されているので、任意団体への寄附金は贈与税の対象となってしまいます。

このように任意団体は法人とみなされる場合と個人とみなされる場合がありますので税務上の取り扱いには注意が必要です。

平成21年10月15日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹